

富田林市富田林伝統的建造物群保存地区の 修理・修景事業について

●修理・修景事業とは

伝統的建造物群保存地区である「富田林寺内町」の町並みを保存するため、地区内において建造物の修理・修景を行う場合、その経費の一部を補助する事業です。

【修理】伝統的建造物を健全な状態に直す行為

【修景】伝統的建造物以外の建造物を歴史的風致に調和させる行為

●補助の内容は

事業の種類や内容によって補助金額が異なりますので、詳しくは下の表をご覧ください

事業の種類	補助対象経費	補助率	限度額
伝統的建造物 【修理】	外観を修理基準により修理するのに要する経費	80%	600万円
	構造耐力上、必要な部分の補修及び補強に要する経費 耐震性等、防災性能の向上に要する経費	80%	200万円
伝統的建造物以外 の建造物 【修景】	新築、増築、移転、修理、色彩の変更等で外観を修景基準により修景するのに要する経費。	70%	500万円

令和9年度事業の受付

令和9年度に修理・修景事業を実施する予定がありましたら、期限までに申し出てください。

●募集概要

対象年度	令和9年度 (令和9年4月1日～令和10年2月28日の間に着手し完了する事業)
対象事業者	申出をする土地又は建物、その他工作物の権利を有する者
提出書類	①修理・修景事業申出書 ②位置図 ③現況写真（修理概要、修理範囲を明記したもの）
受付期間	令和8年2月2日(月)～令和8年5月29日(金) 期限厳守 (注意) 提出期間を過ぎますと次年度事業となります。



- ▶ 申出書をご提出いただきましたら、国庫補助金を受けるための諸手続きおよび必要書類等をご説明させていただきます。
- ▶ 本補助金には国（文化庁）の採択枠があるため、事業申出書の提出をもって補助金の交付を確約するものではありません。
- ▶ 申出数が多い場合は、原則申出順により国への申請件数を調整する場合があります。

【お問合せ】 富田林市 教育委員会 生涯学習部 文化財課 伝統的建造物係
〒584-8511 富田林市常盤町1番1号 TEL(0721)25-1000/FAX(0721)20-2072

修理・修景事業を検討されている方は、お早めにご相談ください。

●事業スケジュール

R 7 年度 (2025)	①修理・修景事業計画の相談 まず、文化財課へご相談ください。	事前相談
R 8 年度 (2026)	② 2 月～ 5 月末 修理・修景事業申出書の提出【事業実施の意思決定】 (注意) 提出期間を過ぎますと次年度事業となります。 ③ 6 月～ 事業内容を協議〈文化財課の設計支援〉 ④ 8 月末 基本的な事業内容を決定【基本設計完了】 国庫補助事業（事業計画）必要書類を提出 予算を要求 市伝建群保存審議会による審議、文化庁による現地指導	
R 9 年度 (2027)	国の採択 ★不採択の場合は事業を実施するか判断 ⑤補助金交付申請書の提出 補助金交付の決定 ⑥具体的な事業内容を決定【実施設計完了】 ⑦施工業者と工事請負契約 ⑧工事の実施～完了 ⑨国庫補助事業（実績報告書）必要書類を提出 補助金交付の確定・交付	事業実施

事業の実施にあたっては、国庫補助金を受けるための様々な諸手続きを行っていただく必要があり、必要書類の作成等、何かと煩雑ですが、文化財課にて支援させていただきますので、ご理解ください。

